

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24320121

研究課題名(和文)古文書学的手法の創造による日本・西欧の社会秩序と封建制移行過程の比較研究

研究課題名(英文)Comparative Study of Social Order and Process of Change to Feudalism in Japan and Western Europe by Creation of Paleographical Methods

研究代表者

河内 祥輔 (KOCHI, Shosuke)

法政大学・国際日本学研究所・客員研究員

研究者番号：80013283

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究での日独比較および原文書のイメージに基づく検討の結果えられた比較の視点が「儀礼」「象徴」「意思決定」である。文書の発給に至るプロセスや発給後の二次的な利用面の解明を通じて、作成から伝来に至る「史料の生命」としての動きも明らかにした。結果として同じような中世への移行過程を歩んだとはいえ、両者の間の違いも大きい。文書に示された君主の表象は、欧州では絵画的な装飾を持つものに対して日本ではモノトーンで装飾性に乏しい。日本でもこうした装飾的な文書を作成する技術はあったのに公文書でそれを必要としなかったことが重要となる。これは封建制成立過程を明らかにする新しい素材として利用出来る可能性をもっている。

研究成果の概要(英文)：This study got three points as a result of comparison and examination between Japan and Germany based on the image of the original documents: "courtesy", "symbol", and "decision making". We also clarified changes of the original documents as "the life of historical materials" through the elucidation of a process issuing a document and its secondary use. The difference between Japan and Europe is huge, though consequently both took similar translocation process. The representation of a monarch shown in the document is a monotone and poor fanciness in Japan whereas it has pictorial decoration in Europe. It is important that Japanese official document had no need to produce such a decorative document, though there was the technique to create it. This difference has a possibility as new material clarifying an establishing process of feudalism

研究分野：日本中世史

キーワード：比較史料学 比較歴史学 君主発給文書 文字・文書 象徴 儀礼

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来の国制史研究は、基本的には各国単位でなされるのが原則であった。この方法を用いることで、各国単位においては、ある程度定説化した時代区分が築かれてきた。そしてその上で、アジアやヨーロッパという地域の枠組みでその成果を統合し、それぞれの地域のなかで古代や中世という時代区分を設定しようという試みがなされてきた。これに対して、そうした国制史の枠組みを超えて諸国の国制を相互に比較することによって、それぞれの国制の特徴をさらに際立たせたり、それらの国家を含み込んだ一定の地域世界の構造を探るといった手法も古くから採られてはきた。たとえば、日本古代の国家体制の基本である律令制と、その母法をみだした中国、とくに唐の国制との比較は、比較の基準が同じ律令法をベースにしているということもあって、体系的かつ詳細になされてきており、多くの重要な成果も挙げられている。

(2) ところが、日本国家が中世的様相を呈し始めた段階以降、東アジア、とくに中国と日本の国制や社会の比較はほとんど試みられていないし、たとえ試みられても、大きな成果を生み出してはいない。一方で、日本とヨーロッパの中世社会との比較研究については、長い研究史を有している。もちろんこの対蹠的な指向性には、近代日本の歴史学に刻印された近代化志向、脱亜論的傾向が影響していることは否めないが、日本中世の国家・社会とヨーロッパ中世の国家・社会との間においては、非官僚制的支配の常態化、戦士身分の成立と成長、世俗権力対宗教権力の闘争、大土地所有の展開と小農民の自立化傾向、自治都市の成立と発展など、さまざまな面において、少なくとも同時期の東アジアの諸国に対比すれば、はるかに近似した状況が見いだされることは、改めて強調しておきたい。日本社会の上に立つ国家権力は、中国の諸王朝の政治的経験に学びながら古代国家を成立させたものの、やがては非東アジア的な国制へと転換していったのである。

(3) この転換は、言うまでもなく日本列島のなかで自生的に行われたもので、結果としてヨーロッパ中世社会と類似した状況を現出してしまったと評価するべきであろうが、この転換自体は決して突如として起こったものではない。その背景として、日本の社会自体が徐々に変化したことを過小評価するものではないが、そもそも律令制の導入時にまでさかのぼって、表面的には目立たなくなったかも知れないが、脈々として流れる日本社会独自の、敢えて言えば未開社会から引き継がれた「了解」が存在した可能性を否定できないと考える。

(4) こういった見方の一つの典型として、文書行政の日本的特性を挙げるができる。日本古代の文書行政に関する研究は中国、とくに唐のそれとの比較という方法を通じて大きな成果を生み出してきたが、早川庄八に

よる口頭伝達の世界の重視および吉川真司による非案巻システムの発見は、いずれも唐とは大きく異なる文書の世界を明らかにした。しかしさらに巨視的に見れば、公文書の形式化・空洞化と私文書の公文書化とが日本古代・中世の文書の世界を成り立たせたものの、なぜそれが公的に有効性を持たされるのかという根本的な疑問は残されたままである。日本の古文書学が中世の武家様文書の研究から出発したため、かえってその前提となる公家様文書の世界について、公式様文書から武家様文書に至る過程の論理を追求することは等閑視されてきた憾みがあった。

(5) 一方で 1980 年代以降の社会史研究の盛行に伴い、とくに中世社会に関しては、文書をとりにくく状況の再検討が進んだ。なかんずく、機能論的な観点に立ち、実際に文書が果たした役割が追求されるようになった結果、文書の伝達経路の研究、文書の保管と活用の状況に関する研究、所作や口頭伝達による文書の補完作用、文字面だけではなく素材や大きさ、畳み方などの文書の形態論からみた文書の機能の研究、さらには文書によらない文書史、すなわち記録や編纂物に記されている文書への見方からの文書の生成過程や機能の復原など、中世の文書の世界の広がりについては、方法的にもかなり深化した研究が蓄積されてきたと言える。同様の研究の深まりは、ヨーロッパの中世文書の研究についても、ほぼ同じ指向性を帯びながら進められてきた。しかしながらこうした研究状況は、日本においてはやはり中世盛期、換言すれば鎌倉から室町・戦国時代の文書を対象に進められてきたものであり、中世初期とも言える平安時代後期や、さらにさかのぼって古代史の文書研究との接合関係などについてはほとんど意識されていない。ましてや先述した日本列島に展開した古代社会における暗黙の「了解」を意識した研究はまったく存在していないのであって、ここに日本の古代古文書学と中世古文書学との断絶が端的に現れている。この問題の解決は日本古代社会の特性や、ひいては中世ヨーロッパ社会の特性についてもまた、新しい視点を提供できるようになると考え、この課題の立案に至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、古代から中世への移行期の日本と西ヨーロッパを主たる対象として、社会秩序を維持するために発給された、主として天皇・神聖ローマ帝国皇帝ないしフランス国王による文書の様式・形態、とくにその機能の諸様相を比較するという新しい手法をとって、そこから得られる共通性・異質性を検討することを通じて、日本と西ヨーロッパにおける文書を通じた社会秩序維持のシステムと、それを支える社会通念・法慣習の一端を具体的に明らかにし、両地域における中世社会及び中世国家の成立の背景を探ることを目指したものである。

(2) 本研究は、これまで統一して比較分析する手段を持たなかった世界史レベルでの古代・中世国家論について、時代の変革期を、文書の様式論によって直接比較しようという新しい手法をとるもので、具体的素材も相当量提供しながら、結果的に、従来困難であった日本とヨーロッパ世界の統一基準による比較を可能にしようとするものである。従来も試みられてきた、例えば封建制・荘園制による比較では、どうしても社会構造による違いを排除できず、分析が一定しないが、視点を古文書という汎用的なものに据え換えることによって、その比較研究は格段に進歩するものと思われる。

(3) 近年の古文書研究は、パソコンの進歩によって、とすれば活字化と編年配列、その単純なデータベース化による分析が盛行している。もちろんそれ自体は必須の研究行動であり、本研究でも活用するが、一方で、文書自体に即した、活字化やデータベース化しにくい様式上の特徴を追うことを失念しているように思われてならない。もう一度、古文書学の原点に立ち返って、こうした側面を重視する必要性を具体例で示す必要がある。本研究は、確実にそのための契機となるはずである。

3. 研究の方法

(1) 上記の問題意識をグループ内で共有した上で、まず中世社会成立期における日本と西ヨーロッパにおいて、社会秩序を維持するために発給された文書を、天皇発給のもの、神聖ローマ帝国皇帝発給のもの、フランス国王発給のものを中心に、公・私を問わず比較検討対象とし、機能論的な観点からその文書の役割や、その文書を取り巻く状況、即時的ないしは永続的効力への期待と実際とを検討する。その際、今は失われた文書ないし偽文書、そして文書として現存しないものの他の史料で言及されている文書、さらには帳簿や絵図など、文書と一体となって機能したことが想定される史料群にも十分に目配りをした上で、初期中世の文書の世界を立体的に復原することにつとめる。

(2) 本研究を着実に遂行するためには、文書そのものに即した調査が大前提であり、まずはグループ全体の合議の上で比較研究のための統一基準を設定し、ついで上記の文書の実地調査、写真撮影、写真集ないしファクシミリの購入などによって素材を順次蓄積し、それをグループのなかで共有する。

(3) こうした研究には、オリジナルな状態で検討できる素材が重要なので、まずはその収集と観察に努める必要がある。オリジナルな状態にこだわるのは、日本古文書学の成果で明らかのように、署判の位置や、書体、材質といった要素が文書分析のための重要なキーとなっており、それなくしては正確な分析が不可能であるからである。

(4) ついでグループを日本班、神聖ローマ帝

国班に分け、それぞれの班単位で、その地域に関する素材の様式論を中心とした分析を行う。その成果を他の班と交換し、相互に比較を行う。また適宜、中国・朝鮮やフランスの国王文書も対象とし、同一基準で厳密な比較研究を行う。それらを総合化することによって、日本・西欧の社会秩序と中世への移行過程を比較し、そうした動きの社会的背景にも踏み込むことを目指す。

4. 研究成果

(1) 本研究の最終的な成果は、2015年3月にドイツのチュービンゲン大学で開催した国際古文書学シンポジウム「儀礼」「象徴」「意思決定」－欧州と日本の比較文化史的手法からみた、古文書における機能と統治行為」での研究報告と、それに基づいて2016年度中の刊行を目指して進められている最終報告書（日本では日本語で、ドイツではドイツ語で刊行されることになっている）への加筆訂正のための研究会での検討結果に集約されている。長期にわたる比較研究および原文書本体に即した検討会の結果えられた比較の視点が「儀礼」「象徴」「意思決定」であった。この国際シンポジウムでは、日独双方で極力具体的な古文書等を画像ないし映像で示して、イメージによる共有を心がけた。そしてこの趣旨に沿う形で日独双方からそれぞれの古文書の特色が披露ないし比較され、同じく古代から中世、すなわち封建制への移行過程を歩んだとはいえ、両者の共通点に加えてむしろ違いの方が際立ってきたのが今回の主要な成果であったと言える。

(2) たとえば、従来の伝統的な古文書学では関心が払われなかった、文書の発給に至るプロセスや発給後の二次的な利用面の解明を通じて、日独双方共に、作成から伝来に至る長い時間軸の上で「史料の生命」としての動きが明らかになったことは重要である。

(3) 一方で文書に示された君主の表象は、欧州では絵画的な装飾を持つものに対して日本ではモノトーンで装飾性に乏しい。関連して「見せる文書」としての違いも新たな視点として提示できた。日本でもこうした装飾的な文書を制作する技術はあったのに公文書でそれを必要としなかったことが重要となる。

(4) こうした共通点と相違点は、今後、封建制成立過程を明らかにする新しい素材として利用出来る可能性をはらんでいる。これまでの古文書学で関心が薄かった、非文字情報の持つ意味が比較研究史上重要であることも提示できた。

(5) さらにまたこうした日独共同研究の成果を日本語原稿はドイツ語に、ドイツ語原稿は日本語に翻訳する過程で開かれた研究会において、「古文書」自体の概念が日独双方で異なることも明らかになった。(3)の問題と密接に関わるのであるが、そもそもドイツにおいては文書形式と書体は別な学問であるのに対して、日本の古文書学は形式も書体

も包括して検討する。一方でドイツはこうした厳密な古文書の定義から史料を解放することによって、新しい「社会分析」の可能性を探っている。同じく日本でも従来の伝統的古文書学の枠を外してもっと広い視点を取り入れた新しい古文書学を構築する動きがある。本研究はこうした近年の先端的古文書研究を促進する一助となることができたと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計56件)

①河内 祥輔、黒川高明著『源頼朝文書の研究 研究編』、史学雑誌、査読有、124-2、2016、pp. 85-93

②坂上 康俊、岡野誠「唐玄宗期の県令誠励二碑と公文書書式について」、法制史研究、査読有、65、2016、pp. 242-244

③岡崎 敦、中世パリ司教座教会における「偽」文書作成(11-12世紀)ーベネディクトゥス7世教皇文書の再検討ー、史淵、査読無、153、2016、pp. 59-86、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1650930/pa059.pdf>

④田口 正樹、中世後期ドイツの貴族団体、大法学論集、査読無、66-6、2016、pp. 1-33、<http://hdl.handle.net/2115/61201>

⑤田口 正樹、中世後期ドイツの国王宮廷における非訟事件、北大法学論集、査読無、66-5、2016、pp. 1-12、<http://hdl.handle.net/2115/60607>

⑥岡崎 敦、パリ司教座教会における文書実践の諸相(9世紀-12世紀始め)、『カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領』、査読無、一、2015、pp. 47-72

⑦高橋 一樹、中世史料学の現在、『岩波講座日本歴史』第21巻史料論、査読無、一、2015、pp. 69-98

⑧加納 修、フランク王国における「ローマ法」認識に関する一考察、西洋中世史研究、査読有、7、2015、pp. 42-55

⑨田口 正樹、帝国公証人条令(1512年)邦訳、北大法学論集、査読無、65-6、2015、pp. 248-266、<http://hdl.handle.net/2115/58382>

⑩田口 正樹、中世後期ドイツの国王裁判権と公証人、中世後期ドイツの国王裁判権と公証人、北大法学論集、査読無、65-5、2015、

pp. 1-60、<http://hdl.handle.net/2115/57825>

⑪田口 正樹、ヘルマン・オバンとヴァイマル期ドイツの歴史学、『ドイツ連邦主義の崩壊と再建ーヴァイマル共和国から戦後ドイツへ』、査読無、一、2015、pp. 183-206

⑫佐藤 雄基、鎌倉期の御家人と誓約に関する覚書ー『吾妻鏡』の起請文記事を中心にしてー、『生活と文化の歴史学』、査読無、6、2015、pp. 107-130

⑬佐藤 雄基、明治期の史料採訪と古文書学の成立、『近代日本のヒストリオグラフィー』、査読無、一、2015、pp. 27-57

⑭加納 修、Sur la "rationalité" de la preuve écrite à l'époque mérovingienne、査読無、Entre texte et histoire. Études d'histoire médiévale offertes au professeur Shoichi Sato、一、2015、pp. 42-55

⑮河内 祥輔、後醍醐天皇をどのように見るか、東海史学、査読無、48、2014、pp. 3-17

⑯岡崎 敦、12世紀北フランスにおける私的な法行為の認証について、史淵、査読無、151、2014、pp. 85-109、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1468022/pa085.pdf>

⑰坂上 康俊、大宝以前の戸籍・計帳制度ー嶋評戸口変動記録木簡についてー、学士会会報、査読無、898、2013、pp. 41-46

⑱坂上 康俊、嶋評戸口変動記録木簡をめぐる諸問、木簡研究、査読有、35、2013、pp. 157-183

⑲岡崎 敦、パリにおける教会非訟事項裁判権と司教代理判事制度の生成(13世紀はじめ)、史淵、査読無、150、2013、pp. 95-128、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/26235/pa095.pdf>

⑳岡崎 敦、アーカイブズ、アーカイブズ学とは何か、九州大学附属図書館研究開発室年報、査読無、2012年度、2012、pp. 1-10、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/24949/p001.pdf>

㉑坂上 康俊、海外情報をどう復原し、どう評価するかー「頭陀親王入唐略記附載伊勢興房報告」を読むー、『テキストの誘惑 フィロロジエの射程』、査読無、一、2012、pp. 19-36

[学会発表] (計16件)

①岡崎 敦、西欧中世における書簡資料をめぐる諸問題、「西洋中世における書簡とコ

コミュニケーション」研究会、2016年3月5日、
お茶の水女子大学（東京都・文京区）

②佐藤 雄基、日本の中世史研究からみた
『入来文書』、シンポジウム「朝河貫一と日
本中世史研究の現在」、2015年6月7日、立
教大学（東京都・豊島区）

③岡崎 敦、司教文書に付加された王のモノ
グラムー封建期フランスにおける文書
実践と王権一、2015年度広島史学研究会大会、
2015年10月25日、広島大学（広島県・東広
島市）

④佐藤 雄基、秦家文書にみる地下文書の様
式と機能ー秦家文書の調査報告を中心にー、
第3回中世地下文書研究会、2015年6月7日、
立教大学（東京都・豊島区）

⑤河内 祥輔、天皇文書と花押、シュトゥッ
トガルト大学学術基金提携国際古文書学会
シンポジウム「儀礼」「象徴」「意思決定」
ー欧州と日本の比較文化的的手法から見た、
古文書における機能と統治行為」、2015年3
月17日、テュービンゲン（ドイツ連邦共和
国）

⑥小口 雅史、書状の機能と展開、同上、2015
年3月17日、テュービンゲン（ドイツ連邦
共和国）

⑦坂上 康俊、文書と口頭伝達、同上、2015
年3月16日、テュービンゲン（ドイツ連邦
共和国）

⑧高橋 一樹、中世の文書の授受・儀礼、同
上、2015年3月16日、テュービンゲン（ド
イツ連邦共和国）

⑨田口 正樹、Geschichtliche Grundlagen
der Unabhaengigkeit der Richter in
Deutschland: Beobachtungen zur hoechsten,
DAAD-Alumni, 11. - 13. Oktober 2013 in
Taipeh, Symposium “Grundlagen und
Aufgaben der Gerichtlichen Rechtspflege :
Richterliche Unabhaengigkeit, Sicherung
der Rechtseinheit, Fortbildung des
Rechts”、2013年10月12日、台北市（台湾）

〔図書〕（計11件）

①坂上 康俊、吉川弘文館、撰関政治と地方
社会、2016、239

②吉田 ゆり子、八尾 師誠、千葉敏之他、
東京外国語大学出版会、東画像史料論ー世界
史の読み方、2014、326(10-25, 122-151)

③堀越 宏一、甚野 尚志、岡崎 敦他、ミ
ネルヴァ書房、15のテーマで学ぶ中世ヨー
ロッパ、2014、362 (123-142)

④木村 靖二・千葉 敏之・西山 暁義他、
山川出版社、ドイツ史研究入門、2014、479
(3-12、14-64、299-318、331-352、459-464)

⑤臼井 佐知子、フセイン・ジャン・エルキ
ン、岡崎 敦、金 炫榮、渡 辺浩一、吉川
弘文館、契約と紛争の比較史科学 中近世に
おける社会秩序と文書、2014、380(288-303)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.i.hosei.ac.jp/~oguchim/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河内 祥輔 (KOCHI, Shosuke)

法政大学・国際日本学研究所・客員所員

研究者番号：80013283

(2) 研究分担者

坂上 康俊 (SAKAUE, Yasutoshi)

九州大学・人文科学研究科(研究院)・教授

研究者番号：30162275

小口 雅史 (OGUCHI, Masashi)

法政大学・文学部・教授

研究者番号：00177198

岡崎 敦 (OKAZAKI, Atsushi)

九州大学・人文科学研究科(研究院)・教授

研究者番号：40194336

岩波 敦子 (IWANAMI, Atsuko)

慶應義塾大学・理工学部・教授

研究者番号：60286648

(3) 連携研究者

千葉 敏之 (CHIBA, Toshiyuki)

東京外国語大学・大学院総合国際学研究
院・教授

研究者番号：20345242

田口 正樹 (TAGUCHI, Masaki)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究
院)・教授

研究者番号：20206931

後藤 篤子 (GOTO, Atsuko)

法政大学・文学部・教授

研究者番号：20195928

大月 康弘 (OTSUKI, Yasuhiro)

一橋大学・経済学研究科(研究院)・教授

研究者番号：70223873

加納 修 (KANO, Osamu)

名古屋大学・文学研究科・准教授
研究者番号：20206931

菊地 重仁 (KIKUCHI, Shigeto)
青山学院大学・文学部・准教授
研究者番号：80712562

(4) 研究協力者

津田 拓郎 (TSUDA, Takuro)

(5) 海外研究協力者

MERSIOVSKY, Mark

WIDDER, Ellen